

14外部監査公表第3号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、包括外部監査結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成14年7月15日

福岡市監査委員	福	田	康	男
同	大	石		司
同	高	橋	宏	和
同	上	野		寛

[監査結果に対する措置通知文]

総人第488号

平成14年6月25日

福岡市監査委員	福	田	康	男	様
同	大	石		司	様
同	高	橋	宏	和	様
同	上	野		寛	様

福岡市長 山崎 広太郎

包括外部監査の結果に対する措置報告について

地方自治法第252条の38第6項の規定により監査結果について措置を講じたので下記のとおり通知します。

福岡市公報平成13年4月5日第4873号（別冊）公表分

第1 港湾局における一般会計及び港湾整備事業特別会計の事務の執行及び管理状況について

3. 臨海土地整備事業費のうち工事請負費について

（要望事項）

完全競争による入札を実施するため、予定価格の事前公表を始め、福岡市においても種々の努力がされているところではあるが、入札方法の改善、指名業者数の増加、指名業者選定方法の透明度向上、談合発覚時の損害賠償の導入等により、さらに公正な競争による入札が実施される体制づくりが求められていると考える。

（講じた措置）

公正な競争による入札が実施される体制づくりについては、予定価格の事前公表、指名業者数の倍増、談合等不正行為に対する賠償金の明記、現場説明会の廃止、公募型指名競争入札の拡大、指名理由等の公表、入札及び契約過程に関する苦情処理方策の策定などを行った。

8. 未処分土地の状況について

(要望事項)

平成12年8月現在、管理埋立地のうち地行・百道地区の土地においては22筆、51,173㎡のうち15筆、17,343㎡が未利用地となっている。(面積の小さいいわゆるはぎれ地を除く)これらの未利用地の多くは、昭和61年に埋め立てされ、長期間にわたっていかなる用途にも使用されることがないままとなっている。

また、港湾局が所管している土地のなかで、地行・百道地区以外の主な未利用地として、箱崎・須崎ふ頭地区に2箇所があげられる。2箇所の合計でおよそ11,600㎡の面積(ただし、平成12年8月現在、うち200㎡は公共工事の資材置き場(有償)に使用している)となる。地行・百道地区以外の地区も含めるとほかにも未利用地があるが、面積の大きくない、いわゆるはぎれ地であるなどのため検討から除外している。なお、これらは、かなりの広さ・金額に達している。公共的な用途に使用見込みがあるか早急に検討する必要があると思われる。

(講じた措置)

地行・百道地区の土地の公共用途への使用見込みについては、道路整備事業の代替地、都市公園予定地として今後も確保していく等の使用見込みを確認した。

一方、保育所用地については住宅用地としての活用を図ることとした。

箱崎・須崎地区の土地の公共用途への使用見込みについては、既に道路や野積場として公共的に使用しているもののほか、現在のところ公共的な使用の見込みのないものについては一部貸付などによる有効利用を図った。

(要望事項)

土地の処分については昨今の需給バランスの関係等から短期間で行うとすれば困難であろう。一方で土地を貸付けるということは比較的、実施可能と考えられ、貸付により有効利用を図るというのは一案としてあげられる。例えば、面積の小さいいわゆるハギレ地にあっても時間貸駐車場用地として活用することが考えられる。特に、地行・百道地区は駐車場に対する需要が多少はあるはずである。

地方自治法や公有財産規則等の規定上、未処分の普通財産についての貸付相手先に関して制限はない。しかし、現状、開発第1課所管である地行・百道地区の土地の貸付は、財団、県警などの公共機関に限られている。財政局長通知による市全体の「普通財産の処理方針」のもとでは、普通財産の処分に関して、一定の分類を設け、優先的に公共機関等に処分できるか、競争入札で処分できるか、処分できないのならば貸付が適当か等の判断を行うこととしている。

この通知による方針に従いながら有効な利用方法を明らかにすることが望まれる。

(講じた措置)

土地の有効利用については、臨港地区に属する土地は処分の相手先及び用途について制限があることから早急な処分が難しいため、貸付についても検討を行い平成13年4月より新たに須崎ふ頭の一部(約1,600㎡)の貸付を行った。

10．ふるさと融資にかかる転貸資金について

当初事業計画の達成状況及び回収可能性について

(要望事項)

市に対する貸付金の回収は順調に行われているものの、事業開始より日が浅く、旅客の利用者が少ないこともあり、採算ベースにのるまではまだまだ時間を要するものと思われる。

しかしながら回収については、新生銀行の保証付であることから、直接的に市が回収責任を負うものではないにしても、市がこの航路を誘致した経緯から考えると、全くリスクがないとは言えない。ふるさと融資の所期の目的達成を注意深く見守るとともに、貸付先の経営状況についてもよく把握していく必要があると考える。

(講じた措置)

貸付先の経営状況については常に把握を行っており、貸付先においては、利用船舶の切替によるコストの抑制や、旅客の利便性の向上のため乗船場所の変更など経営努力を行っている。

11．博多港国際ターミナル運営にかかる損益及び収支の状況について

八)原因等の分析等

(要望事項)

使用料等の対象部分は、事務所、ホール、会議室等である。

特に、ホール・会議室等については現在時間単位で収入から逆算した稼働率は約14%、また、日数ベースで計算した稼働率は約28%とまだ低く、フル稼働した場合に比べ40百万円～50百万円程度収入が低く計上されていることが収支状況悪化の原因の一つと言える。現在、入居テナント等と協力し結婚式の誘致等を行っているが、更なる利用促進が期待されている。

(講じた措置)

使用料等の対象部分の利用については、平成12年度に、会議室等の利用促進や、定期航路の充実及びクルーズ航路の誘致等による乗降人員の増を図ったことにより、ホール・会議室の利用についても、平成11年度の利用率約28%から平成12年度で約30.4%と増加しており、今後とも、博多港の玄関口として博多港国際ターミナル全体の利用促進に努めることとしている。

公共利用部分について

(要望事項)

現在公共利用部分のコストは、港湾整備事業特別会計の枠組みの中で賄われている。当該、公共利用部分のコストを、簡便的に使用料対象部分の41%/59%として計算すると毎期209,753千円となる。博多港国際ターミナルの社会インフラとしての福岡市への貢献と比較を行うことは技術的に困難であり、意見を差し控えるが、今後新たな投資の際には、事前に当該コストを試算し、投資効果評価の中で議論されることを期待する。

(講じた措置)

公共投資における公共利用部分のコスト負担については、行政コストや効果の把握を行うため、行政評価などの手法の導入・検討を進めている。

第2 病院事業の財務状況に関する事務執行及び管理状況について

3. 収益計上手続きの妥当性について

(要望事項)

計算差額がプラスになっている原因の調査を依頼したところ、更生医療（腎臓人工透析）に係るのものとのことである。本来、更生医療分は100%公費負担であるが、他の保険や公費がからんだ場合は個別の診療内容で患者負担割合が異なるなど、複雑なものとなっており、現在のオーダリングシステム（平成元年度導入）は全ての患者負担金の算定には対応しきれていないのが実情である。

(講じた措置)

計算差額については、修正分の調定を全て手入力にすることで一部改善を行った。また、患者負担金の算定に関する抜本的な改善については、オーダリングシステムの更新に併せて整備を行うこととした。

(要望事項)

養育医療分（入院5件380,356点）：保健所より医療券が送られて来ず、又、既に本人とも連絡もつかない状況であり、国保等に請求し、自己負担分は未収で計上する方法も一考の余地があるものと思われる。

生活保護分（入院6件159,046点・外来8件11,191点）：医療券が福祉事務所から送られて来ず、又、福祉事務所に確認するが本人と連絡がつかない。

未請求レセプトは、毎月発行しており、レセプト未請求リスト（月次でアウトプット）で消し込みを実施しているが、未請求が長期化するの好ましくないため、関係者間で早急に対策を検討する必要がある。

(講じた措置)

未請求であった養育医療分（入院5件380,356点）及び生活保護分（入院6件159,046点・外来8件11,191点）のレセプトについては、支払基金等へ請求を行った。

また、今後、未請求分のレセプトについては、患者（親）、保健所、福祉事務所に早めの連絡をすることとした。

4. 未収金管理について

市民病院

(要望事項)

平成9年度に不良・滞留未収金の調査を医事係で実施したが、平成10年度、平成11年度は実施されていない。平成12年度になってから過去2年間分の不良・滞留未収金の調査を実施し、処理を平成12年7月において調定している。

毎年、未収金の調査は業務の一環として実施し、不明未収金がなくなるような体制作りが必要である。

(講じた措置)

未収金の調査については、帳簿残高と明細の照合の頻度を増やし、定期的に行うこととした。

こども病院

(要望事項)

未収金の帳簿残高と医事係作成の明細との照合が定期的を実施されていないので、平成12年3月末における未収金の試算表残高と明細の残高との間に差が生じていた。

差額については、調査後適切な処理が必要である。また、今後の対応として、未収金の帳簿残高と明細との照合は月次で行うべきである。

(講じた措置)

未収金の帳簿残高と明細の差額については、調定決裁及び更正決裁と帳簿を照合した結果、過年度の調定漏れが判明したため、平成14年度予算で過年度損益の修正を行うこととした。

また、今後帳簿残高と明細との照合については、毎月行うよう改めた。

(要望事項)

未払金についても未収金と同じように差異が生じている。

未払金の平成12年3月末の残高について、帳簿残高と管理係で把握している残高について照合したところ、未払金の帳簿残高と明細との照合が定期的を実施されていなかったため、未払金の試算表残高と明細の残高との間に差が生じていた。

差額は過年度分であり支払先・内容とも把握されていない。原因としては未払計上しているにもかかわらず、現年度分として支払った等が考えられるが、調査後適切な処理が必要である。又、今後の対応として、未払金の帳簿残高と明細との照合は、一年に一度は行うべきものとする。

(講じた措置)

未払金の帳簿残高と明細との差額については、内訳簿と請求書の照合等原因調査を行ったが、開院時からの累計であることから判明せず、取引業者への債権債務残高の確認を行い、過年度未払金の不存在を確認した。この結果に基づき平成14年度予算で過年度損益の修正を行うこととした。

また、未払金の帳簿残高と明細との照合を一年に一度は行い、消込みを確実にを行うよう改めた。

5. 一般会計からの繰入金及び補助金について

(要望事項)

地方公営企業法第17条の2第1項第2号に規定される経費は、公立病院としての性質上、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費である。

しかし、その具体的基準については、高度医療機器等の購入額等一定の外形的基

準を用いており、「能率的な経営を行ってもなお不可避免的に発生する損失の負担」であるのか否か、現状では判断できない。現在は効率、非効率を判断する基準が存在しないこと、また、それぞれの診療行為別あるいは部門別に損益の状況が明らかになるような会計システムを備えていないことがその理由である。したがって、現状では一定の外形的基準を用いることに相応の合理性を認めざるを得ないが、法の本来の趣旨からいえば、実態に即して個々に判断することが望ましい。そこで、効率的な経営を行っているか否か判断できるような会計システム及び経営管理の手法を構築することがまず求められるものとする。

(講じた措置)

効率的な経営のためには、診療科別原価計算の方法等により収入と支出を結びつけ、個々の効率性について診断できるような会計システムの導入とそれによる経営管理を図っていくことが重要であるが、現在のオーダリングシステム等では限界があるため、現行システムの更新時期に併せて、年次計画でこれらを整備していくこととした。

(要望事項)

市民病院における看護婦養成事業に要する費用について、養成される看護婦数が毎年一定の人数で算定されているが、繰入の考え方に照らせば実際に養成事業の対象となった人数で計算すべきである。

(講じた措置)

市民病院の看護師養成事業に要する費用の積算については、現在、毎年一定の時間数を用いているところ、実際に養成事業に要した実時間数を用いるよう改めた。

(要望事項)

こども病院における特殊学級運営経費及び特殊医療施設費ならびに高度医療施設費について、面積比で計算している部分がそれぞれ異なる分母で計算されていた。計算論理から考えると同一の分母を用いるべきである。

(講じた措置)

こども病院・感染症センターにおける特殊学級運営経費及び特殊医療施設費ならびに高度医療施設費の計算にあたっては、同一の分母を用いるよう改めた。

(要望事項)

福岡市病院事業に対する一般会計からの繰入金については、全て収益的収支として経理されている。その処理科目は医業外収益の中の他会計負担金(法第17条の2関係)及び他会計補助金(法第17条の3関係)又は特別利益の中の他会計負担金である。

平成11年度中の一般会計からの繰入金には医業収益にあたるものはなく、これを医業外収益として処理することは妥当である。しかし、特別利益の他会計負担金についてみると、その内容は建設改良等に係る企業債償還金相当額であり、その対価として固定資産等の資産が取得されている。

この繰入金は返済が求められるものではなく、病院事業会計の借入金を一般会計が代位弁済したものと言える。実質的には病院事業に対する出資金（あるいは資本助成目的で拠出された資本剰余金）に相当するものである。また、現行の地方公営企業法でも、資本的支出に充てるための補助金等は資本剰余金とすべきものとされている。

このことから、企業債償還金に係る繰入金の処理は、現行制度上では資本剰余金として処理するのが妥当であったと判断する。

（講じた措置）

病院事業における企業債の償還に係る繰入については、平成13年1月に繰入方法を改め、高度・特殊医療設備等については、「高度医療に要する経費」として新たに減価償却費を繰入の対象とし、その他の施設や機器の企業債償還分については直接、資本剰余金として資本的収入に繰り入れることとした。

6. 医薬品等購入手続きの妥当性及び棚卸資産の管理について

市民病院

（要望事項）

薬局以外の各部署からの出庫依頼伝票にはそれぞれの担当者の押印がなされていたが、薬局の出庫依頼伝票にはあらかじめ請求者、受領者、整理者の押印がなされたもののコピーが用いられていた。これでは出庫依頼伝票が実際の出庫の状況を表さなくなってしまう。

（講じた措置）

市民病院の出庫依頼伝票については、伝票毎にその都度押印するよう改めた。

（要望事項）

現状では市民病院の棚卸資産払出の正確性を保証し、不正使用等を防ぐための内部統制は払出に関わる担当者を複数にすること以外にない。したがって、各押印欄には確実にその時の実際作業に関わった者が押印する必要がある。出庫依頼者と払出担当者とは別であることを明確にすべきである。倉庫から薬局への払出は出庫依頼者と出庫担当者が同一であることも多いとのことであるが、その場合には必ず2名以上で払出作業を行うことが必要である。

（講じた措置）

市民病院の医薬品等の出庫にあたっては、請求、出庫並びに受領を行う者を区別し、出庫依頼伝票に各薬剤師が押印するよう改めた。

こども病院

（要望事項）

定数どおりに薬品が実在するか数量確認を実施したところ、一部の病棟において定数配置表の数量と実際残高が整合していないところの確認された。

この原因を調査したところ、原因の一つとしては、日々の患者の状況によっては定数以上に薬品が必要になる場合があり、この場合は「定数外出庫伝票」により別

途薬局へ請求を行うことになっているが、病棟によっては注射集計表上の数量訂正によって代替しているところがあるということであった。

このような処理方法では本来の定数分と特別に請求した分が混在し、薬局が定期的に行う定数チェックの際に定数が守られているのかどうか、あるべき在庫がいくつなのかが容易に判断しにくい状況となる。すなわち、「注射集計表」の数量訂正をもって出庫伝票の代替とすることは、適正在庫の保有という本来の定数管理の目的が果たされなくなる恐れがある。

定数以上に薬品が必要な場合には必ず婦長等の病棟管理責任者の承認を経た、定数外出庫伝票を使用すべきである。また、定数外出庫伝票により特別に請求した場合には、定数外出庫伝票を現物の近くに置くとともに、定数分とは明確に区別し、第三者にもわかりやすい受払管理を行うことが望まれる。

(講じた措置)

こども病院・感染症センターにおける定数外の薬品の受払については、出庫伝票の様式を変更し、定数外であることがわかりやすい管理に改めた。

(要望事項)

現在、薬局へ定数使用分の補充数量を請求する場合には「定数チェック・出庫伝票」、定数を超えて特別に請求する場合には「定数外出庫伝票」、返却する場合には「戻入伝票」を使用するものとし、それぞれ様式が定められている。一部の病棟では注射集計表の赤ペン記入による請求が行われているが、病院全体で定められた様式の伝票を使用する必要がある。

(講じた措置)

こども病院・感染症センターにおける定数使用分の薬品の補充については、出庫伝票の様式を改訂し、これを用いて薬局に請求するよう改めた。

(要望事項)

厳格な管理を要求される薬品の受払いにあっては、その結果だけでなく、差異が生じた理由及び差異原因究明の過程も重要な管理上の情報となるはずである。しかし、現在の方法では、実際の在庫数量から計算された「補充数量」と「注射集計表」「注射伝票」「処理伝票」等の合計による「記録上の使用数量」との突合作業を、看護部長等の管理者があとから確認できるような報告様式になっていない。

突合作業の経過をも上位の管理者が確認できるような報告様式にしておくことが望ましい。

例えば、現在の「定数チェック・出庫伝票」の様式を工夫して、定数欄に加えて「現物在庫数」「差し引き補充すべき数量」欄を設け、その横に、「注射指示・請求箋」「注射伝票」「処理伝票」の各数量と合計数量欄を設ける。こうすることによって現物から把握された「補充すべき数量」と「伝票から集計された使用数量」との突合が一つの表の上で確認できるようになることが考えられる。また、突合の結果差異が生じた場合には別途差異原因を記載する報告様式も定めておくことが考えられる。

(講じた措置)

こども病院・感染症センターにおける薬品管理の報告様式については、事後の確認が可能なよう出庫伝票のほか各様式を改めた。

7. 固定資産購入手続き及び固定資産の管理状況について

(要望事項)

固定資産の現物管理は、器械備品については、現物に管理用のシールを貼付することにより行われている。しかしながら、シール貼付後では棚卸という形での現物照合は行われていない。

固定資産台帳には所管部署の記載があるが、部署別に固定資産台帳が作成されていないため、各部署の所管する資産の内容が把握できないのが現状である。

この点、各部署ではそれぞれ独自に管理用の帳票・一覧表のようなものを作成しており、現場のレベルでの現品管理は一応行われているものと推察される。しかしながら、その様式、記入方法等は一樣ではなく、各部門間での移管作業や管理状況の把握のためには十分であるとは認められない。統一された部署別の固定資産明細を作成することが望ましい。

(講じた措置)

こども病院・感染症センターにおける現場レベルでの現品管理については、固定資産管理システムから出力した部署別一覧表を各部署に配布し、同表に基づき、一年に一度棚卸を実施するよう改めた。

ロ) こども病院

(要望事項)

現在は固定資産税の棚卸を行っていないため、現物資産の動きと固定資産台帳及び減価償却明細表の動きとを一致させる保証がない。棚卸を行う、あるいは除却申請書の提出徹底をはかるなど、改善の余地があると考えます。

(講じた措置)

こども病院・感染症センターの固定資産管理については、部署別一覧表に基づき、一年に一度棚卸を実施する。除却申請書の様式を定め、同申請書の提出により固定資産台帳及び減価償却明細表を整理するよう改めた。

9. 人件費について

(要望事項)

手当については、こども病院の時間外勤務命令簿の勤務内容欄に「残務」「業務延長」と記載されているものが散見されるが、今後主な業務の内容を記載しておくことが内部管理上望ましい。

(講じた措置)

こども病院・感染症センターにおける時間外勤務命令簿の記載については、勤務内容欄に、従事する主な業務の内容を記載するよう改めた。

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見書に対する措置報告
福岡市病院事業

第4．診療科原価計算（損益計算）の導入について

（意見）

現状では，市民病院，こども病院ともに各診療科別の原価の集計がなされていないため各診療科の損益状況が把握できない状況にある。このため，どの診療科の採算が良くどの診療科の採算が悪いのか，客観的数値に基づいた分析データを経営トップが知ることができず，有効な改善手段を見つけることが難しい状況の中で病院経営が行われている。また，数値に基づく明確な目標も設定しにくい状況となっている。

より効率的な病院経営を行うためには，部門別に原価の集計を行い，診療科ごとの診療報酬と原価を対比して診療科別の損益計算を行うことが必要と思われる。診療科別の損益が把握できるようになれば，どの診療部門でどれだけの原価がかかっているのか，何が原価を増加させているのかがわかり，有効な改善策を検討し実行していくことでより効率的な病院経営を実施することができる。また，診療科別に原価が把握できるようになれば，診療科の医師・看護婦にとっても自分たちの所属する診療科の原価を回収するためにはどのくらいの診療報酬を獲得しなければならないかということがわかり，目標達成への動機付けにも役立つことになる。したがって，コスト面を考慮に入れつつ，診療科別原価計算システムの構築に向け早急に検討していくことが望まれる。

（講じた措置）

診療科別原価計算システムの構築については，現行のオーダーリングシステムの更新時期に併せて，年次的に整備していくこととした。

第5．マニュアル化の推進について

（意見）

現状では一部の処理についてはマニュアルが作成されているが，出納等のごく限られた分野にとどまっており，十分とは言えない。適切な業務管理を高いレベルで維持するためには，予算，決算，管理，医事のすべての事務処理についてマニュアルを作成する必要があると考える。また，作成したマニュアルを業務の実情に応じて適宜見直していくことも重要である。

（講じた措置）

予算，決算業務については，財務会計の更新に併せて，各病院事務局と共同してマニュアルを作成していくこととした。

医事業務については，平成13年度に各病院で研修会を実施した。

（意見）

そこで，効率化のために省力化する部分と，リスク管理のために必ず行わなければならない部分を明確にし，これを文書化したマニュアルを作成することは業務の効率化とリスク管理を同時に達成するためには不可欠である。

(講じた措置)

市民病院は平成 13 年 4 月に , こども病院・感染症センターは平成 13 年 11 月に , それぞれリスク管理のためのマニュアルを作成した。